



昭和27年3月1日生まれ（65才）
昭和53年4月7日 東京弁護士会登録（30期）
平成元年 三会合併運動を始める
平成4年 三会合併を訴えて東弁会長に立候補（僅差で落選）
平成5年～14年 一弁にて会長などに立候補（落選）
平成17年12月1日 二弁に登録替え
30年間三会合併を訴えて今日に至る

会長候補者 **道本幸伸**
みちもと ますのぶ

1 会費をゼロに！

弁護士会会費は、高すぎます。月に4万5000円程の会費負担（会館特別会費や日弁連を含む）をしている会員もいます。年会費の間違ひではないかと思うほどの高額です。強制加入制ですから会費の滞納は懲戒事由であり、滞納が嵩めば退会を強いられ、廃業に追い込まれます。会員数も増加し、会収入は潤っているはずなのに、どうしても安くならないのか、多くの会員は不満を抱いています。会館も利用しないし、会務にも関わっていない会員にとつては、不当な罰金のような感覚です。

私は、東京三弁護士会を正常化することによって、会費（日弁連会費を除く）の低額化どころか、無償化まで実現できると考え、このたび立候補いたしました。

現在、東京の弁護士会は三つに分裂しています。それをひとつにまとめることによって、三会で使っている経費（合計約36億円）をひとつの会程度（年約12億円）に抑えることができます。他方、合併によって空いた会館スペース有効利用により収入をあげることができます。たとえば、現在の東弁だけのスペースで会務を行えば、空いた約二千坪（9階から13階と地下）を有効利用できます。会員向有料施設としたり、他に賃貸するなどして収益（年約6億円）を得られます。またサービスの会務には、それを利用する会員に手数料を払って頂くのを原則とし、収入（年約6億円）を確保します。すなわち、家賃と手数料収入で十分となり、会費に頼らないで済むのです。裏をかえせば、現在の三会は、大変な無駄遣いをしていけるのです。削減可能な約23億円と、得ることのできる約7億円の合計は約30億円です。すなわち年間約30億円という巨額な浪費をしているのです。

2 鼎立は不審感を招く

どうして東京の弁護士会はおかしなことになっているのでしょうか。実は、大正末期までは東弁ひとつだけだった

のです。会長選挙で負けた長老たちが脱退して一弁を作りました。その後、分裂解消をひとつの名目として二弁が設立され、鼎立状態になりました。

戦後、弁護士法が制定され、弁護士会は地方裁判所の管轄区域と対応して設立されるべきと定められました。しかし、東京だけは「例外」として鼎立を認められました。統合に反対する一弁会員の議論を「棚上げ」し、弁護士法の成立を優先させたのです。

私は、会館の新築計画が持ち上がった平成元年頃から、三会合併運動を始めました。平成4年から東弁会長や一弁会長に立候補して、統合を訴えました。東弁では僅差の接戦となり、正常化の期待が強いことが明らかとなりました。結果を出すことができなかったため、三つの建物で横に並んでいた三会は、新会館では階層別の縦並びを続けているのです。

弁護士会は公法人であり、自治権も付与されています。にもかかわらず、分裂しては、どのような組織と理解していいかわかりません。二弁会長は、東京のどのような弁護士を代表しているというのでしょうか。依頼者に二弁の位置づけを正しく説明できる会員はいないと思います。話をすればするほど相手に不審感をいだかせることになり、すなわち三会は、その存在自身に正当な論理づけを欠いているため、対社会と不完全な関係しか築くことができないうのです。三会鼎立は、多額の無駄だけでなく、「信頼」さえも損ねているのです。

3 合併効果

弁護士会がひとつとなれば、その知名度、安心感、透明性、信頼感が格段に増大します。都民だけでなく、東京地裁、東京地検などの法曹関係者から、東京都、23区、さらには大学、税理士会、医師会や経済界などすべての団体と直接的に対話ができ、交流をはかることができます。それに伴い法律相談や、顧問弁護士の依頼、講演会の講師依頼、企業内弁護士募集など、今とは比較にならないくらい格段に要請が増えることでしょう。会は希望する会員にニーズを繋ぎ、その業務発展をサポートします。

ひとつの会になることは、逆にいくつにも組織に細分化できることを意味します。たとえば、23区と対応する弁護士会支部を設立することができます。そうすれば各公共団体の法律相談等、地域に密着した活動の枠が自然と広がります。

また東京地裁破産部のような専門部と対応する会の法律研究部となることによって、専門性を高め、専門相談業務も充実することとなるでしょう。また後見人名簿や管財人名簿などの名簿も一括管理が容易になりますので、裁判

所以外からの問い合わせも増えるでしょう。これを開示し、機会均等に会員に提供します。業務紹介による手数料収入は会財政を潤すことにもつながります。

また東京は首都でもありませんから、ニューヨークなど世界各地の弁護士会とも直接的な交流を結ぶことができ、会員の業務が広がるでしょう。

ひとつの会となれば、会長は東京の弁護士全員を代表することとなります。弁護士会に与えられた諸課題を解決するについても、大きな力を発揮することができるでしょう。公法人として本来の姿をとりもどすことによって、社会の信頼を獲得し、会員にもいろいろな業務の場を提供できるようになるのです。

4 正常化の手続

弁護士法は三会鼎立を例外として認めましたが、本来正常化するべきものとして、その合併手続には、特別に簡便化した手続を用意しています（89条2項）。すなわち、各会の会長間で合併契約を締結し、それが各会の総会で承認されれば、それだけで合併が成立します。東弁に戻る形であれば、会則の改正も若干程度で完了です。二会が先に統合すれば一弁も追従するでしょう。弁護士自治を付与された弁護士にとつて正常化は自らの責任です。特に二弁は、分裂解消も理由に掲げて設立された会ですから、三会合併は会の責務そのものでもあります。

私が最初に東弁で立候補した25年前とは違い、現在は若手会員が格段に増えており、会費負担の軽減や業務の拡充に対する期待は切実なものとなっています。三会を正常化すれば、弁護士会がお荷物の存在から、強い味方になります。その変革は、若手会員の期待するところと考え、あえて再び立候補しました。大正末期から続いている分裂を、今回の会長選挙によってタイムズアップ（収束）させましょう。誰からも正当と評価される弁護士会に変えましょう。今回の選挙は、二弁のままか、正常化するかを選択をお願いします。分裂の幕引き役を私に託してください。

ご賛同いただけるなら「他の会員に話す」「投票に行く」という形で応援してください。ほとんど話題にもならないし、行くこともない弁護士会かも知れませんが、正常化することによって、あなたの強い味方になります。（以上）

公約

- ① 会費を無償化します
- ② 会員に業務をご提供します

ホームページも
ご覧下さい
＜合併.com＞